

第2回江東区外部評価委員会（第2班ヒアリング）
会 議 録

日時：平成22年7月7日（水）19:00～21:00

場所：江東区文化センター6階第3会議室

【会議次第】

- 1．開会
- 2．ヒアリング
 - (1) 施策6「保育サービスの充実」
 - (2) 施策11「地域ぐるみの子育て家庭への支援」
- 3．閉会

【出席者】

<委員（第2班）>（敬称略・順不同）

藤枝 聡（班長） 前田 瑞枝 トーマス 理恵

<関係職員>

こども未来部長（海老澤孝史） 福祉部長（鈴木信幸） 教育委員会事務局次長（梅田幸司） 教育推進担当部長（谷口昭生） 教育委員会事務局参事〔庶務課長事務取扱〕（針谷りつ子） こども政策課長（西潟誠） 子育て支援課長（橋本大） 保育課長（堀田誠） 障害者支援課長（山岸了） 学務課長（武田正孝） 放課後支援課長（小林秀樹）

<事務局職員>

政策経営部長（大井哲爾） 企画課長（押田文子） 財政課長（大塚善彦） 計画推進担当課長（小山田健一）

【傍聴者数】 0名

【議事概要】

1. 開会

班長

それでは、定刻になりましたので、第2回江東区外部評価委員会第2班ヒアリングを開始させていただきます。

私は班長を仰せつかっております、藤枝と申します。よろしくお願いいたします。ヒアリング自身が初めてなものですので、なにぶん不手際等あるかと思いますがご容赦いただければと思います。

2. ヒアリング

(1) 施策6「保育サービスの充実」

班長

本日の外部評価対象施策でございますが、大きく2本ございます。「施策6：保育サービスの充実」、「施策11：地域ぐるみの子育て家庭への支援」の2本です。

始めにお手元の資料の確認をお願いできればと思います。席上に配布されております「会議次第」に配布資料の一覧がございます。下の方でございますが、配布資料をご確認いただき、不足がございましたら事務局職員までお願いします。

それではまず、7月2日に開催されました第1回江東区外部評価委員会・小委員会にて、外部評価委員会の運営につきまして決定をみましたので、この点につきまして事務局よりご説明をお願いします。

事務局

それではお手元の資料に「外部評価委員会の運営について」という資料がございますでしょうか。それをごらんいただきたいと思います。小委員会での決定事項は4点ございます。1点目でございますけれども、ヒアリングで使いますシート、施策評価シート及び主要事業等説明シートは原則として1週間前までに事務局から各委員にご送付することとさせていただきます。2点目ですがヒアリングではまず施策の主管部長から当該分野の現状と課題、及び今後の方向性等のポイントについて5分以内で説明を行ない、その後、委員との質疑を行なうものとしたします。なお1施策あたり1時間を目途ということでヒアリングを行っていただきます。3点目でございます。各委員にはヒアリング終了後概ね3日後までに外部評価シートを事務局までご提出お願いしたいと思います。最後でございますが各委員からご提出いただいた外部評価シート及びヒアリング中の議論を元にですね、小委員会で評価案原案を作成の上、各委員にご提示する。なお最終案ですが来月8月31日、第5回の外部評価委員会を予定してございますけれども、その中でご決定をお願いしたいと考えてございます。進行の仕方については以上でございます。

班長

どうもありがとうございました。ヒアリングについてはただいま説明がありました原

則に従って進めてまいりたいと考えておりますので改めましてよろしく申し上げます。

それでは時間の都合もございますので早速中身のほうに入りたいと思いますが、まず、施策の 6 を含みます当該分野の現況ならびに課題、今後の方向性につきまして、5 分以内でご説明をお願いします。

関係職員

早速ではございますけれども「施策 6 保育サービスの充実について」でございます。本施策を実現するための取組みとして保育施設の整備と多様な保育サービスの提供の 2 点をあげております。

まず保育施設の整備です。南部地域をはじめ既成市街地においても年少人口が急増しておりまして今後も増大する見込みです。また女性の社会進出も進んでいるため、保育サービスに対する需要はきわめて高い状況です。本区ではこれまでも都内で最も積極的に保育サービスに取り組んできました。平成 17 年度から 21 年度までの新長期計画策定前の 5 年間では、認可・認証保育所あわせて 34 園、1,947 名の定員増を行ないました。その後では平成 22 年 4 月までに、約 750 名の定員増をしてきております。このような取組みにもかかわらず、大規模なマンション建設にともなう、乳幼児人口の急増、昨今の経済状況を反映し、保育園への入園申込者の急増により、今年度の待機児童数は 351 名となっております。待機児童は低年齢児に集中しており、0 歳から 2 歳までで 88%、特に 1 歳児だけで約半数を占めております。地域別では豊洲地区が多く、約 3 割を占めています。このような状況を踏まえて、今後の方向性ですが、区は、保育所待機児童の解消を最重要課題の 1 つと位置づけ、これまで以上に積極的に施設整備を行っていきます。今後の 5 年間で認可・認証保育所 52 園を整備し、約 2,500 名の定員増を図ります。現在は、来年 4 月までの開園に向けて、約 700 名の定員を増やすべく施設整備を進めております。なお、既存の保育施設については、老朽化等の状況を踏まえ、計画的に改修、改築、耐震補強を行ない、保育環境の維持・向上を図っていきます。

次に、多様な保育サービスの提供です。保護者の就労時間に合わせた保育サービスが求められる一方で、在宅で子育てをする保護者は、一時保育など柔軟な保育サービスの提供を求めているなど、保護者の就労形態や家庭環境に応じて、保育サービスへのニーズが多様化しています。今後の方向性としては、延長保育、病後児保育など、多様な保育サービスを提供していきます。また、一時保育事業の拡充等により、在宅で子育てを行なう保護者を支援していきます。本施策の現状と課題、今後の方向性につきましては以上でございます。

班長

ありがとうございました。それでは質疑応答のほうに入りますが、班長という立場で恐縮でございますけれども、これから何回かに渡ってヒアリングを進めてまいりますので、これは私の個人的見解になりますけど、この分野に関する基本的な認識、評価の取りまとめを行なう上での私なりのポイントをまず始めに少しお話しさせていただきます。

職員の皆様もご存じの通り、人口の規模というのは都市の活力の源泉ですが、区の人口推計を拝見いたしますと、長期計画の前期にあたります向こう 5 年間に限定してみても、区全体で 3 万 5 千人の人口増が概数で見込まれているというデータがあります。今ご説明いただきました通り、このうち約 2 万 7 千人が豊洲地区、これは出張所地区のベースでデータを拝見したものなので、厳密に正しいか心もとないところではございますが、2 万 7 千人が豊洲地区ということで、単純に考えると 8 割近い人口増加部分をこの豊洲地区で占めているということになると思います。当然この地区の人口増加部分は、他の地区も含めて、流入してくる大部分はファミリー層が中心となっております、とりわけ年少人口比率も一定のものがあります。これは言うまでも無く、人口減少・少子高齢化という日本全体のトレンド、あるいは首都圏の自治体のトレンドからみても、際立って特徴的なトレンドです。

その意味で、これからヒアリングの対象とさせていただく子育てとこどもの分野というものについては冒頭ご説明いただきました通り、5 年間の中で最も行政需要の多い分野であると言えると思います。通常施策分野間の優先順位というのは単純に付けられるものではないのですけれども、これだけ区において重要性がはっきりしている分野も珍しいのではないかと考えております。ですので、この点を踏まえながら施策評価につきましては、1 つ 1 つの事業をどうするかという視点はもちろんあるのですけれども、大きく 3 点について関心を持っております。

1 つは計画期間において量的な行政需要の充足はできるのかという量的な部分です。これは当然基本に据えていくということだと思えます。そしてこの充足が見込めないということであるならばどういう対応をするのかという点を考えていきたいということです。

それから 2 点目につきましては、質的な充足についても、できれば一緒に考えていきたいという風に考えております。単純に申し上げますと、江東区さんならではの事業手法の工夫という部分を是非このディスカッションのなかでご披露いただければと思っております。

さらに、育児・保育・学校教育、これを全体マップでどう考えていくのかという、世代軸の視点というものを評価の中では大切にしていきたいと思っております。とりわけこれらにつきまして、区の職員の皆様には、これらをどのように設計していくのかというのは、全国の皆さんが注目している、というくらいに考えていただければいいんじゃないかなと思っております。

それから最後になりますが、これは私の個人的な考えですが、評価をしていく上でロジックが極めて大切ですので、目的としての施策と、手段としての、この場合は計画の主要事業等になると思いますが、ここがきちんと整合しているかという部分、もれなくだぶり無くという関係に計画がなっているのかどうか、これについてもこれからのヒアリングの中で意見交換させてもらえればと考えております。ちょっと長くなりましたが、そういうようなことも踏まえながら、本日、各委員から個別のご質問等させていただきます。

ますのでよろしくお願ひできればと思います。

それでは早速施策 6 の「保育サービスの充実」についてヒアリングを始めさせていただきます。両委員も、もし何か質疑がありましたらご自由に発言いただけたらと思います。

委員

まずは認証・認可で待機児童を無くすというのは第一目的としてあると思うんですけど、その後ただ作っただけでは意味がなくて、そこに預かってもらってる子どもがですね、大体認証・認可というのは園庭もないですし、豊洲地区というのは土地柄公園もそこまで多くはないので、行事がなかなかままならない、私は豊洲地区に住んでいるんですけど、行事がままならないというところがあるので、これはちょっと部署がまたがるかもしれませんが、認可・認証を作るにあたり、行事がうまくまわっていくような、区立小中学校ですとか、そういうところのグラウンドだったり体育館だったりを使って、うまくまわれる仕組みを一緒に作っていくことができないのかなというのをずっと思っていて、例えば運動会ですね。運動会 1 つするにしても、今、園ではすごい問題になっていて、なかなか場所が無い、器具がない、去年は小学校で貸してもらったけれども今年も借りられない、それは園任せになっている現状なので、認可する以上はそういうところまで視野に入れてやっていただきたいなというところがあります。そこが先ほど藤枝委員がおっしゃられていた、質的というところになると思うんですけど、そういった計画はないんでしょうか。

関係職員

今の行事の時に園庭が無い、プールが無いという保育園については、認可保育園であってもございます。認証保育所については園庭やプールが無いのが現状でございます。そこで、その対応ということで、我々もですね、それをどうにかしないとけないという認識は持っております。それで今年度からですね、これは区内の区立保育園を中心にさせていただきますけれども、近隣の認証保育所との連携を図っていこうという動きをつい先日からはじめたところでございます。ただ区立の保育園のほうも園児がたくさんいますので、必ずしも十分な形で連携が図れるか、どこまで連携が図れるかということも実際やってみてからということもございますけれども、そういうような形で少しずつできるところから始めてまいりたいと考えております。あと小学校においては個別対応という形になっておりますけど、近隣の保育園であったりとかがグラウンドを貸してもらったりしてご協力をいただいているというのは現にございます。

委員

関連なんですけど、今、問題点についてはよく分かったんですが、プリミティブな質問で大変申し訳ないんですが、「認可保育所・認証保育所・家庭福祉員等の保育施設の整備」と書いてございますけれども、基本的にどういう風に違うのかを教えていただきたいのですが。

関係職員

認可保育所・認証保育所・家庭福祉員の内容的な違いをお答えしたいんですけど、認可保育所につきましては児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた施設の広さ、それから保育士の数、給食設備などの設備基準をクリアして、都道府県知事が認可した保育所ということでございます。それには、地方自治体が運営する公立の保育園と社会福祉法人等が運営する私立の保育園があります。まあ厳密に申しますと、公立の場合は届出制なんですけども、認可と呼んでいる場合が多いです。私立は完全に認可保育園でございます。それから認証保育所につきましては東京都がそういう制度を作ったわけです。多様化する大都市の保育ニーズに対応するために東京都が創設した保育所制度で、都の独自の基準で設置運営されるということで、施設の大きさであるとか、職員の数も国基準をクリアしているような質の高い保育所ということでございます。

委員

クリアしているんですか。緩和したとかいうことはないんですか。

関係職員

多少の緩和はございますけれども国基準はクリアしています。例えば民間保育園ですと0歳児はですね、江東区の場合は5,0㎡という基準を適用しているんですけども、国基準は3.3㎡ということで3.3㎡というのはクリアしているわけです。家庭福祉員についてはですね、保育士だとか教員だとか育児経験だとかの一定の要件を満たして、区の養成講習を受けた人がですね、家庭福祉員として認定を受けて家庭の専用室において家庭的雰囲気の中で保育を行なう制度、これを家庭福祉員とっております。

委員

家庭福祉員というのはこれからニーズがとても高いと思うんですけど、特に豊洲地区なんかは若い人が多いので、こういう方も少ないと思うんですけど今後どういう形で増やしていく計画になっているんでしょうか。

関係職員

家庭福祉員についてはですね、児童福祉法のなかでも家庭的保育ということで認知されてきているんですね。ですので区としても増やしていきたいという気持ちがありまして、区報等でも適宜募集をしているんですけども、実際にはそれほど増えていないという状況です。そうはいつでも多少増えまして現在17名という状況です。平成21年度は13名、その前は11名、12名という程度です。

班長

今回ヒアリング風景につきまして、写真の撮影をご許可いただきたいということ、両委員ご了解いただければと思いますのでよろしく願いいたします。

委員

それでは内容に戻りまして、私のほうから基本的なことについて確認させていただきたいと思います。主要事業の1つの保育施設の整備についてでございますが、さきほど

ご説明の中にもございました通り、江東区さんの待機児童についてここ数年 200 名から 300 名という単位で推移されているということデータをのほうで拝見しております。ちなみに平成 21 年度につきましては、例えば豊洲 91 名、亀戸 51 名でこの 2 地区で区全体の待機児童の約 3 分の 1 を占めているということで、これも基本的な理解の部分と符合していると思います。施策実現に関する指標のところ平成 26 年度までに待機児童 0 という目標を設定されています。まず伺いたいのは平成 26 年度までに 0 に持っていく行程表といいますが、プロセスにつきまして、どういう見通しをたてていらっしゃるのかを具体的にご説明いただきたいというのがまず 1 点目でございます。それからこれはもし該当すればなんですが、待機児童 0 に向かっていくプロセスの中で、これを仮に移行期間と呼ぶとしますと、その期間内で想定されている、クリアしなければいけない問題点があれば、対応策と合わせてご紹介いただければと思います。それからまとめて申し訳ないんですが、これから新規で保育所の整備を前期長期計画の中で策定していらっしゃいますが、主に公設民営、民設民営の手法を利用するのは、どのような考え方で公設民営、民設民営の事業手法を使って新規整備の展開をなさっていくのかについて、考え方等についてご説明いただければと思います。

関係職員

今後の待機児の見込みということで 26 年度までに 0 にするという事なんですけれども、これまでも毎年保育計画というのを作るにあたりまして、それに基づく整備計画というのを作っているんですが、今回新しい 10 年間の新長期計画をつくるにあたりまして、従来以上にきめ細かな需要予測というのを作りまして、それに基づいて整備計画を作りました。具体的に申し上げますと、9 つの出張所管内ごとに 0 歳から 5 歳までの人口推計がございます。それから、その過去の需要というのがございます。当該 0 歳から 5 歳について、どれだけの人が保育サービスを希望したかというのが保育の需要ですけども、過去の推計から今後の予測をたてる、それに基づきまして、各出張所管内ごと、年齢ごとに今後発生してくるであろう保育の需要というものをきめ細かく出しました。それを平成 26 年度までに待機児童を 0 にするという目標をたてまして、そこから認可保育園をどこに何箇所設置する、認証保育所をどこに設置するという年度計画を割り振って、26 年度までには 0 にしていくんだという形でまず作っております。ですので、毎年 100 人位ですね、減らしていくという形で作っております。次に 26 年度までに 0 に向かっていくにあたっての想定する問題ですけども、今回の計画で行けば認可保育園 12 園、認証保育所 40 園を作るという形になっております。認可保育園につきましては、大規模なマンションを作るときに合わせてマンションの事業者と開発協定を結んでおりまして、その中で整備を図っていくという手法をとっておりますので、認可保育園の 12 園につきましてはだいたいの目途がついているというところなんです。問題は認証保育所の 40 園ですが、これはまだ具体的にどこの地点にピンポイントでどれだけ作るか、という細かい部分はこれからという形でございます。基本的には公募をして事業者を募集するんですが、そ

ここで優良な事業者、質の高い事業者をいかに確保していくかということが大きな問題でございます。ただ、すでに江東区内 46 の認証保育所があるということで、その中に優秀な事業者は多々ありますので、そういった事業者に声かけをして、新しいところの設置を促していくと、そのようにして、できるだけ質の高い事業者の確保に努めたいということです。整備の手法ですけれども、公設民営、民設民営の手法ですが、これは基本的に公設公営、区の直営という形で行ないますと、とても経費がかかってしまいます。これは保育園の経費はだいたい 8 割くらいが人件費ですので、公務員の場合ですと給与体系の問題もありまして、非常に維持費が高くなります。一方で公設民営、民設民営であれば、かなりその辺を圧縮できるということです。12 園の認可保育園を作るにあたって、これを全て公設公営で作るとなりますと、莫大な人件費負担が出てまいりますので、全体のコストの面も考えまして、コストを抑えつつ質の高い保育所を整備するということで、公設民営、民設民営を採用するという形にさせていただきます。

委員

認証保育所なんですけど、民設民営で行なうということなんですけど、豊洲では場所を探すのが大変だと思うんですが、そういったことは区のほうで助言であったりとか、情報を流したりとか、そういうことはやっているんですか。

関係職員

認証保育所の場合、区のほうで場所の誘導だとかは行っておりません。例えば地域を指定して、豊洲地区で認証を設置するというような、おおまかな場所の指定はございますけれども、区のほうで具体的なビルを借りたりですとか、間に入ってとかそういうことはしません。あくまでも認証保育所につきましては、事業者が自分できちんと場所を確保するという保育所でございますので、特に区はそこまで行っていません。

委員

その場合は、いまおっしゃった 40 園整備するという計画をきちっと実現、管理していく、40 園の開設まで持っていく進捗管理といいますか、しかるべく地区に園を開設するというのは、どのように担保されるのでしょうか。

関係職員

今年度すでに公募を始めておりますが、今年度であれば豊洲何丁目であるとか大島や北砂で募集をかけておりますが、認証の事業所さんに募集をかけるときに、こちらのほうで地区指定をかけます。従来はもう少し広く、豊洲地区とか砂町地区とかだったんですが、今年度から待機児のでている状況などを見ながら、よりピンポイント、何丁目という形で少し絞った形で募集をかけてやっているということです。

班長

本施策のハード部分についてはいったんの区切りとさせていただきまして、続きまして「多様な保育サービス」のほうに進めてまいりたいと思います。ではこれにつきまして両委員から質問があればよろしくをお願いします。

委員

保育所等の整備の部分では、いくら定員があってもどれだけ整備する必要があるのかということについて、割合クリアに分かるんですけども、非定型一時保育事業になりますとなかなか理解の及ばないところがございます、1日あたりの定員があるかと思えば、利用者数を目標として現在1万10人のところを目標年の平成26年度には2万9千人にするというような指標がでておりましたりするものですから、ちょっとなかなか理解ができない面があるんですが、定員はなんで決まるのか、スペースなのか予算なのかというようなことと、それから利用のための手続きというんでしょうか。非定型一時保育に対するニーズがすごくあると思うんですが、そういうときにどういうサービスがあって、そういう人たちがどういう風にアプライするのか、その辺のところについてちょっと教えていただきたいと思います。

関係職員

まず非定型一時保育の定員でございますけれども、施設によってまちまちです。といいますのは、今行なっているのが12園ございますけれども、基本的にこの非定型一時保育というのは専用の部屋を必要とします。認可保育園の中に何歳児室とかいうのがございますが、それとは別に専用の部屋が必要になります。さらに非定型一時保育を行なうための専用の職員、保育士を配置しなければならないという制度でございます。そのなかで物理的に面積が決まっておりますので、それをこども達の面積基準がございますので1人あたり3.3㎡という、そこから何人までは受けいられるという定員が出てまいります。大きいところだと10人程度、小さいところだと5・6人というところがあって、あとは園の非定型一時保育室のスペースによって自動的に決まってくるというような形になります。それから手続きでございますけれども、これは普段自宅でお子さんを育てていらっしゃる方が、例えばパートで短期的に就労したいですとか、非定期的に就労したいですとか、入院をしてしまったときに1ヶ月くらい預けたいですとか、介護しなければいけないですとか、あるいは、1日だけリフレッシュしたいですとかいうことでもお使いになれるんですが、いずれの場合も事前に登録が必要です。その上で当日、前日までにですね、電話などで申し込みをしていただいて、空きがあればお使いになれるというような形になります。

委員

前日までですか。

関係職員

そうです。

委員

今のお話ですと、今ある施設ですと、たぶんスペースぎりぎりに作ってあると思うんですけど、それは新しいところでまかなっていくということでしょうか。

関係職員

基本的には今おっしゃったように、既存の保育室をつぶすというのは難しいですので、新設園でこれを行なうのを前提に施設の設計をして始めるという形になります。もうひとつ例外といいますか、今年の4月から区立でも新しく非定型一時保育をはじめたんですが、南砂第五保育園というところなんですが、これはたまたまですが園の中に部屋の余裕分というのがございまして、そこを改造して非定型一時保育の部屋にしたというのがあります。ただなかなか部屋の余裕スペースがあるというのは少ないというのが現状ですので、基本的には新しく園を作ったときに、はじめから設計のなかに入れていくという形になります。

委員

もう1つなんですが、非定型ということで月極めと違って園のほうでも予算が通りづらいと思うんですけど、これは区としては人件費を補助しているということですか。

関係職員

予算だてとして人件費というよりは、非定型一時保育をやるときに単価設定がございまして、こども1人あたり、基本的に年間いくらという形の、定員で予算の枠がありまして、積算で補助の枠が決まってくるという形になります。

委員

こども1人あたり、月極めですと、こども何人というのがあらかじめ分かっているんで、保育士さんを雇うのは楽だと思うんですけど、一時的なもの、今日、明日というのでは1週間後0かもしれないし、もしかしたら2日後20人かもしれないじゃないですか。そのために人材は確保しておかないといけないじゃないですか。それだと1人あたりじゃ難しいと思うんですが、その辺はどのようにお考えですか。

関係職員

利用実績ということではなくて、利用実績に応じてという部分もあるんですが、給食を出したときの食材費とかであったりはその部分でいいんですが、それ以外に定数設定をしていけば、それを使っても使わなくてもその部分を補助の中に入れていくという様な形で計算しますので、ほとんどの部分は固定費ということになります。その規模が決まれば自動的に補助額が決まるという形になります。ただそれをまかなっていく上で、この制度を使っていただく上で、人をきちんと配置しなければいけませんので、正規職員を最低1名、非常勤職員も最低1名配置しなければいけません。人を必ず張り付けてくださいという形で設定しています。

委員

非定型一時保育事業のコストの算出根拠の部分なんですが、平成22年度の予算、事業説明シートに基づいてなんですが、平成21年度予算比で2,665万円、平成21年度決算比で1,430万円くらい増えているということで、内訳は再任用、再雇用、あるいは常勤0.7という数字になっていまして、人件費の増加分であると理解しております。それで実

際の定員といえますか受け入れられる数も一緒にご提出していただいております、それも同じく比較すると、21年度予算比で30名増、平成21年度決算比では27名増ということで、だいたい30名くらい増えることになるわけですね。そうすると1日あたりの定員を1人増やすのに、平成21年決算ベースで考えると53万円かかる計算になると思うんですが、もしこれを目標の2万9千人でやろうとすると9,500万円くらい平成21年度決算比でかかる試算になると思います。このことは当然受け入れるキャパを増やせば人も当然増やさなきゃならないので、これは当然の数だと思うんですけど、実際コストについてはこのように単純に増えていくとお考えなのか、あるいはなにかの事業手法等で工夫できる余地があるのかないのかお伺いできればと思います。

関係職員

非定型一時保育にかかってくる経費につきましては、基本的に新しい保育園ができたときに、その中に非定型一時保育の部屋が入れられれば、積極的に入れるという方向で考えています。したがって数が増えていくと単純にコストは増えていってしまうという形で、コスト削減の具体的な方法というところまでは考えているところではございません。

委員

ありがとうございます。もう1つよろしいでしょうか。まずコストについて先に聞いたんですが、「多様な保育サービスの提供」という部分について基本的なことをお伺いできればと思います。多様なサービスとお書きいただいているということは、ニーズが多様のためサービスを多様化させているのだと思うんですけども、施策評価シートでは「区民のニーズに合わせた手軽で利用しやすい保育サービス」と書いてあります。このこと自体はよく分かるんですが、多様な保育サービスといったときに、江東区さんで特徴的なニーズみたいなものがあるのかないのか、そのあたりをどのように分析されているのかという点をご説明していただきたいと思います。それからもう1点合わせてお伺いしたいのが2万9千人の目標を設定された根拠につきましてご説明していただきたいと思います。

関係職員

江東区に特徴的とまでいえるかどうか分からないのですが延長保育に対するニーズが高いと思います。とりわけ豊洲地区などについては延長保育に対するニーズが高いエリアでございます。南部地域のこのニーズが江東区の特徴的な多様なニーズかなと思います。非定型につきましても、これもニーズが増えているといえるかなと思います。2万9千人の根拠でございますが、これは今後新しくできる認可保育園のなかで非定型を行なうという計画があるというものが何箇所かございます。基本的にそこは定員を10人で考えてございますが、その10人の定員のうち、大体1日あたり半分の5人くらいが使うという計算で積算していき、年間何人かと作った数字でございます。

委員

認可園の整備のなかで、非定型のキャパシティがきちっと整備されていけば、延長保育を中心とする区のニーズは一応まかなっていけるというお見通しですか。

関係職員

延長保育につきましては、新しくできる園につきましては、2時間の延長保育をする形で作っているんですが、既存の区立保育園ではまだまだ十分な延長保育のサービスができていないのが現状でございます。延長保育をやるには職員の配置が必要になってまいりますので、この辺は今後の課題になってくると認識しています。

委員

わかりました。ありがとうございます。最後に1点質問できればと思います。施策実現に関する指標ということで、本日のヒアリングをとおしても、適切な設定であるとお見受けしたんですが、今後ですね、区民の方の満足度を前期の部分から計れるのかということも含めて、もう1歩進んだ指標、選択について、指標化できるかも含めて今お考えになっていることについてご紹介いただければと思います。

関係職員

福祉施設につきましては第三者評価をやっておりまして、だいたいですね、満足度は90%以上を達成しているという状況です。今後も第三者評価については積極的に活用していきたいと考えています。

班長

では8時まで時間はあるのですが、質疑が出尽くしましたのでここで終了させていただきます。今終わったばかりですので、この場での簡単な取りまとめをいたします。事務局のほうからご説明しました通り、外部評価のシートについては事後にお届けすることですので、その点については分けてご理解いただければと思います。1つ目、区の量的な需要に十分に応えられる施策、事業になっているかという点で、まず3人の委員がいろいろお伺いしたと思うんですが、この点につきましては需要の見込みを含め、的確に、きめ細かく設定されて計画されているという印象を持ちました。ただ質の確保につきましては、どういった課題があるのかというのを改めて洗い出すということも含めて今後対応していければベターでないかと、全体としてはそのように総括したいと考えております。それから事業手法といいますか、区で行なう仕事、あるいは民間にまかせる仕事と整理していくという部分については、ハード面、新規で整備していく部分については、民間の活力の活用というのは重要になってくると思いますので、事業者の選定、第三者評価等をできればなるべく体系的に進めて、全体としてのサービスがきちっと維持されているかというのを区民の皆様に見えやすい形にして、質の確保というのを取り組んでいただきたいと思います。多様な保育サービスの提供につきましても同様に見込み等をかなりきめ細かく設定されておりますので、区の特徴的なニーズ等をもれなくだぶりなくという視点で事業を展開していただければと思っております。

(2) 施策 11 「地域ぐるみの子育て家庭への支援」

班長

それでは続きまして、施策の 11 の方に入ります。施策 11 を含む当該分野の現状と課題、今後の方向性につきまして 5 分以内でご説明をお願いいたします。

関係職員

それでは施策 11、地域ぐるみの子育て家庭への支援についてであります。

核家族化の進展や地域コミュニティの希薄化などを背景に、家庭や地域における子育て力が低下し、子育てに不安感・負担感を持つ家庭や、地域社会において孤立感を感じている家庭が増えております。江東区では、リフレッシュひととき保育や、仲間づくり・情報交換のための子育てひろば事業など、多様な子育て支援サービスの充実を図っていますが、子育てに不安を感じない環境づくりを進めるためには、地域ぐるみの子育て家庭への支援が不可欠でございます。本施策を実現するための取組みとして、児童虐待防止対策の推進と、地域・家庭における教育力の向上の 2 点をあげております。

まず、児童虐待防止対策の推進についてです。児童虐待の相談対応件数は、平成 18 年度に 222 件であったものが、平成 21 年度には 429 件となっており、深刻な状況にあります。児童福祉法の改正により、平成 17 年 4 月から区が児童虐待の一義的窓口とされ、平成 18 年度より児童虐待の対応について、区の主管課と子ども家庭支援センターとが連携した体制を整備するとともに、平成 21 年度からこどもショートステイ事業、平成 22 年度から養育支援訪問事業を新たに開始しております。今後、地域全体の発見能力の向上や、不適切な養育環境にあるこどもへの援助の充実などが必要になっています。今後の方向性ですが、児童虐待の予防に向けた取組みとして、児童虐待ホットラインなどによる相談対応や、発見・通告に関する普及啓発に取り組むほか、地域の様々な機関により構成されている要保護児童対策地域協議会によるネットワークを強化し、情報共有による連携した支援を図っていきます。児童虐待、養育困難者への対応としては、児童相談所と連携した適切な対応や、こどもショートステイ事業、養育支援訪問事業などを活用した支援に取り組んでいきます。

次に、地域・家庭における教育力の向上についてです。子育て中の親の多くは、あふれる情報の中で地域で孤立しがちで、様々な課題を抱えています。教育委員会では、親を対象とした社会教育事業である「家庭教育学級事業」を昭和 39 年から開設し、多様な学習を展開してきました。事業数の変更やテーマの変遷はありましたが、平成 20 年度から現在の事業量で実施しております。社会全体の教育力の低下が懸念されている中、保護者や地域の教育力の向上に向け、今後も事業の充実に取り組んでいきます。本施策の現状と課題、今後の方向性については以上でございます。

班長

どうもありがとうございました。それでは前半と同じように早速質疑のほうに入ります。施策 11 につきましてご質問がございましたら順次お願いいたします。

委員

ちょっと疑問に感じましたのは「地域ぐるみの子育て家庭への支援」という大きいタイトルの中で、始めに児童虐待の話が取り上げられて、その後全般的な子育て家庭全部にかかる家庭の教育力の強化というような事業がでてくるっていうのは、並べ方だけで問題が無いのかもしれませんが、そこに現れている考え方というのが、どのようなものかなという感じがいたしましたので、その辺はどのようにお考えか知りたいと思います。

関係職員

確かにそういうご意見もあろうかと思うんですが、今マスコミ等でも児童虐待の問題は非常に大きく取り上げられておりまして、やはりこれについてのなんらかの対策をうっていかねばならないと考えておりまして、これを重点的に取り上げさせていただいたということでございます。

委員

虐待なんですけども、今の世の中、隣近所との付き合いも薄いですし、マンションの構造も良くなっているので、なかなか地域ぐるみといっても近隣のことはわからないというのが実情だと思います。一番わかるのが幼稚園・保育園に預けている人たちだと思うんですけども、保育園は特に若い保母さんが多いので、そのへんが、この子はもしかしたらネグレクトなんじゃないかなとか母親達は思ったりするんですけど、1ヶ月に1回くらいしか見ないので、そんなに断定もできないし、それを言っているのかわからないっていうのがあったりとかします。保母さんを教育するというようなことはやっていかないんですかね。

関係職員

ご指摘のようにですね、児童虐待の中で一番大事なことは地域の方々が発見する目を持っていただくというのが大切なんです。またなかなか児童虐待の関係者に通告するというのはハードルが高いので、連絡していただけるような関係作りをしていかねばならないというのが課題でもございます。幸い江東区の場合はですね、地域性もあると思うんですけど、実は一番多いのは近隣からの通報なんです。夜中ずっと泣いているとか、保育園くらいのこどもが一人で歩いているという通報は幸いまだあるんですね。それが一番多いです。次は保育園、その次が小学校、医療機関というのもあります。それでもなかなか気づいてもらえません。私どものほうでは年に何回か研修のような形で学んでいただく場を設けまして、保育園の保育士の方ですとか、保健所の保健師の方に声をかけまして、発見していただく目を養うことを研修会でやっておりますし、これからもやっていきたいと思っております。それから発見するためのマニュアルを作って関係機関に配ったりと、そういうこともしております。

委員

その教育、セミナーというものは絶対受けなければならないものではなく、希望者の

みなんですか。

関係職員

それはやはり希望者のみなんですね。年に何回かやりますので、希望者のみなんですが、毎回お声かけをするようにしています。

関係職員

補足です。保育園における虐待対応に関する事で、例えばつい先日もあったんですけど、区内の保育園でですね、これは直接の虐待ではなかったんですけども、なかなか長期登園しない園児がいたために、毎月やっている区立保育園の園長会でケーススタディとして取り上げまして、こういった事例が実際ありましたと、その対応について改善したほうがいいという意見もございましたので、事例として園長に周知しまして、各園に下ろして職員どうして話し合ってもらいました。このケースは区立保育園のことで、同じ資料を私立保育園、公設民営保育園にも送りまして、こういう事例があったので、各園でもきめ細かく対応して欲しいと伝えて、気になるケースがあった場合には虐待対応の部署に速やかに連絡をとって、全体で動くようにしてくださいというように周知徹底を図ったりとか、このような活動も行なっています。通常の研修とは別にですね。

委員

児童虐待対応事業の予算を見ますと、今まで施設とかの予算をみてきましたので、なにこれというぐらい小さい数字になってると思うんですけども、これに対応する事業というのは何を行っておられるのかということ、大雑把なことでもよろしいんです。教えていただきたい。それと施策実現に関する指標の中の、「虐待に関する相談窓口を知っている区民の割合」が非常に低いと思うんですね。それを70%にあげるという目標を掲げてらっしゃいますが、今、相談窓口というは何箇所くらいあってどういうことをやってらっしゃるのか教えていただきたい。

関係職員

予算の中身なんですけど、大きなものとしましては児童虐待の通告先の1つである児童虐待ホットラインというのがあるんですけども、そういったものがありますと区民向けにお知らせするパンフレットを作る経費。それから個別にあがってきたケースに対して見立てをしてリスクを判断し、どのような対応をしたらいいのか、たとえば親から引き離れたほうがいいのか、もうちょっと支援でがんばれるのかというような見立てをするんですが、そういうものを専門に研究している、ドクターが多いんですが、アドバイザーの方に来ていただいて個別のケース検討をするときに払う謝礼。あとはマニュアルを増刷したりする経費です。そういうわけで施設を作るわけではありませんので経費のところは少ないということでございます。

相談先については、一般的には区市町村が第一的な窓口になっていて、こども家庭支援センターが受けることが多いです。ただ緊急時ですね、夜、休日だとかは、東京都

の児童相談所に直接電話される人もいらっしゃいます。また警察経由でそういうところに行く場合もあります。江東区の場合も南砂のこども家庭支援センターにホットラインがありましてそちらが受けています。近隣の方なんかはそちらが多いんですね。ただ江東区の場合は特色がありまして、一般の区と違って区役所の中に要保護支援担当という保健師が2人、保育士2人のチームがありまして、そちらに直接電話をかけていただいても構いませんという風になっています。2つ窓口がありますので、どちらかかけやすいほうにかけていただけるという風になっていますので、そのあたりは江東区として少しでも敷居を低く思っているところです。

委員

それは通報だけでなく内容のある相談もホットラインなどで受けていらっしゃるんですか。

関係職員

通告だけでなく、ちょっと悩んでいるというような相談も受けています。それから子ども家庭支援センターというのを区内に5箇所持っております。そこにお母さんがお弁当を持って遊びに来るんですね、急に新しくこどもが増えた地域ですと、どうしてもまだ地域とのつながりのないお母さん、江東区に来てからお子さんをお生みになったお母さんも多いんで、そういう方は愚痴を言い合える友達が欲しいとか、同じことを考える仲間が欲しい、同じサークルの仲間が欲しいという方がいっぱいいらっしゃいます。そういう方がこども家庭支援センターにたくさん来ます。日常的にそこに遊びに来たりする中で、その職員がふとしたきっかけで悩みを受けられるようにしています。

委員

区が一次的な窓口になってその中でも子ども家庭支援センターが拠点といいますかインテイクする場合がありますと、そして子ども家庭支援センター、または区の職員の方が地域の方々または保育所の方々と連携しながら声をちゃんと拾っていくということが理解できました。子ども家庭支援センターでインテイクした案件を次に深刻度等を考慮して児童相談所等につなげていくと思うんですが、児童相談所は都で行われている事業ですので、地域との連携の部分と、都とのサービスのつながりというのはどのように考えていらっしゃるのか教えていただきたい。

関係職員

先に児童虐待への対応の仕組みをご説明しなかったので分かりづらかったと思うんですが、児童虐待はまず区市町村のほうに通告なり相談がきます。その場合に、子ども家庭支援センターの職員、区役所の要保護支援担当のチームが連携してさまざまな情報を集めます。本当に虐待なのかどうか、その家庭に生活の困窮がないか、保護者に精神的な疾患がないかなどいろんな情報を集めます。そういった中で虐待が有るか無いかを調べます。また48時間以内にこどもにも直接会いに行って安否の確認をしています。親にも会います。そういった情報を集めて、虐待が有るか無いか深刻度、切迫度を判断し

ます。その後どういようにしてその家庭で虐待が重度化しないようにするか、こどもが守れるかの見立てをします。関係機関と連携しながら地域で見守っていくんですが、こどもの生命が危ないと見立てをした場合には児童相談所のほうに送致をします。そして児童相談所のほうで強権を持って親から引き離し、一時的な保護、もしくは養護施設に入れるということを行っています。だから地域の関係機関と連携するということと、保健相談所と連携するというのが課題になってまいります。今年 1 月に江戸川で死亡した事件が発生しましたが、これは地域の関係機関同士の連携がうまく図れなかったことが1つの課題として指摘されています。

委員

相談窓口を知っている区民の割合を 70%にあげるということで、リーフレットの印刷等で経費を取っていると思うんですけども、残念ながら私はまだこのリーフレットを見たことがないんですけど、これは作るだけでは認知度は上がらないと思うんですけど、認知度を上げていくためにどのように配布していくのか教えてください。

関係職員

パンフレットを作った皆さんの人に知っていただくというのが大事だと思っております。ひとつは毎年、11 月に児童虐待防止月間というのがありましてそういうときにキャンペーンをやって区役所の入り口にのぼり旗を立てたりですとか、ティッシュペーパーを作ったりというようなこともいたします。そういうときにパンフレットを関係機関で配ったりしております。今年度はこども向けに、こういうことをされなくてもいいんだよと、こういうことをされたら子ども家庭支援センターに相談してねというようなパンフレットをお子様向けに配布しようと考えております。またそれが保護者の方の目にも触れるだろうと思っております。そういった啓発活動を繰り返して認知度を上げようと考えております。

委員

施策評価シートを見たときに施策 11 に「地域ぐるみの子育て家庭への支援」とありまして「施策が目指す江東区の姿」、これはいわゆる施策目標になるかと思うんですけど、「地域全体で子育て家庭を支える仕組みが築かれ、親とこどもが安心して暮らしています。」とされていて、「施策を実現するための取組み」が2点あると、この2点の重要性については間違いがないかと思うんですが、ここで改めてお尋ねしたいのが、「地域全体で子育て家庭を支える仕組みが築かれ」の「仕組み」というものは具体的にどういうイメージでこの施策の目標に立てられたのかということと、「親とこどもが安心して暮らしています」の「安心」の部分は何をもって安心というのかについて説明していただくことで、これまで質疑応答してきた部分とのつながりが見えてくるのかなと思いますので、この部分につきましてお考えをご説明お願いいたします。

関係職員

この部分は長期計画の全体の構成にも関わる部分なんですけども、いわゆる子育て家

庭のお母さん同士のつながりだとか、仲間作り、あるいは地域社会のボランティアさんの活性化であったりとかは、この長期計画の中では別の施策にありまして、施策 11 の部分というのは、個別に特別に支援が必要な方々のための視点があると思っているんですね。地域で特に支えていかなければいけない要保護支援が必要な方々を子ども家庭支援センターや地域の関係機関が取りこぼしなくキャッチして、そして地域で連携して支援していく仕組みを作っていく必要があります。児童虐待というのはやめなさいとって分かりましたとってやめるものではありませんので、保育園や学校、医療機関、子ども家庭支援センター、保健所等がいろんな面からその家庭に関与して支えていく。この仕組みの網からもれないようにするネットワークを作っていく必要があると思っています。

関係職員

「安心」についての補足なんですけども、逆の発想かもしれませんが、児童虐待というのは子どもにとって一番リスクがある状態であり、そういったリスクを排除するということが安心が担保されるといった発想もあるのかなと思います。

事務局

委員のご指摘は大変に重要なご指摘だと思っているんです。一言でいうとこの長期計画の例えば施策 7,8,9,10 あたりというのは関連した事業が載っかってきているわけですね。いろんな建前の上にいるんな事業が入り込んできています。なので、なかなかいっしょくたに整理するのは難しいというのはあるんですね。ですので他の施策を見ればなるほどという部分はあるんですが、ある意味では計画の宿命的なところかとは思いますが、どっかに入れなければならない、ざっくりばらんに言えばそういうことかなという風に思います。もう 1 つ、もうちょっと砕けた言い方をしますと「地域ぐるみの子育て家庭への支援」という表題は必要だよ、という議論はやっぱりありますけども、じゃあここですね、具体的な数値目標を立てたりですとか、事業が区としてどういったものが考えられるかということ、結構これ難しいんですね。そこで具体的に何が出せるかということ、やはり虐待の件数ですとか、こういった家庭教育の問題ですとかで、これは計画のもともとの作り方の問題でももちろんそういうご指摘をいただいて我々は大変参考になるんですが、ここはやはり虐待が一番重要になると思うんですが、もちろん必ずしもそれだけではなくて他にもあるんですが、ただこういう言葉を使う中で、数値目標を出せるものといふとなかなか正直難しいというのがあります。ここの部分というのは、長期計画を策定するときに結構議論になったところで、全体を見渡していただくというんなことがあるんですが、この施策だけ見ると、確かに最初、委員からご指摘いただいたことというのは、うなずけるかなと思っているんですね。

委員

指標の中で、家庭教育講座に参加した人数が 21 年度 1,754 人で 26 年度に 12,215 人という目標値が掲げられているんですけど、これは非常にアンビシャスな数字だと思いますが、

どのように達成するおつもりですか。

関係職員

これは実は毎年の参加人数を積み上げていだけという数字でございます。毎年1,700人前後の参加があるということでの積み上げでございます。

委員

これは26年度中に12,000人が参加するというのではなくて、積み上げていて5年間のトータルでこうなるということですか。

関係職員

はい。そうです。参加者数の累計ということです。

委員

家庭教育学級事業の説明シートの内容欄で、この事業で展開する主な項目としては、幼児をもつ親の学級、地区家庭教育学級、家庭教育講演会、親学ねっと、家庭教育通信などがありますが、全体像について簡単にご説明お願いします。本事業の事業内容についても説明いただくとありがたいんですが。

関係職員

江東区の家庭教育学級としましては、幼児を持つ親の学級として年に春と秋の年2コース各11回、25名定員で開催しております。それから地区家庭教育学級というのは幼稚園小中学校PTA、あるいは社会教育団体のような団体が、地域の方々を対象にこどもの成長についての講座を開くことを支援するという形で、3回程度の講座を幼稚園父母の会・小中PTAにやらせようという形で年3回程度実施しているものでございます。家庭教育講演会もやはりPTA・幼稚園父母の会という方々に主催をしていただいて、なにかしら講演会を開催するという、年2回程度という方法です。それから親学ねっとですが、「幼児を持つ親の学級」の修了生に自主グループを結成していただいて、その方達で主催する講座を、4回連続の講座などを1年に1回程度やっていただくというものです。これを教育委員会が後援しているというような形でやっています。家庭教育通信は区報に家庭教育通信を掲載し、幼児に関する識者等に執筆していただいて家庭教育について啓発をしているといった事業でございます。それらを合わせて参加者は年1,700名程度といった形で計算をしております。

委員

所管課は庶務課が担当されているということなんですが、教育委員会さんやこども未来部の各部署さんとの連携も含めて、所管課としての構成の考え方も含めて補足的にご説明いただければありがたいんですが。

関係職員

昨年教育委員会は大きな組織改正をいたしまして、それまで学校教育部と生涯学習部という形だったものを一本化して学校教育に一本化というような形にはなったんですけども、さまざまな事業が区長部局にいたりとか、区長部局の児童館の事業が教育委員

会にきたりとかで、その中で社会教育に関する部分についてははっきりと所管するところ、事業課がないという状況がございまして、庶務課で社会教育に関する部分、家庭教育に関する部分を所管することになりました。そういうことで、教育委員会の事業として庶務課で実施しているという状況がございます。

委員

現在値、目標値なんですが、年間 1,745 名の参加とあるんですが、データ集からみると、18 歳未満の親族のいる世帯というのが 33,265 世帯とあって、数字がすごく少ないのではないと思うんですけど、これは主要事業として妥当なんでしょうか。

関係職員

これは主要事業でないんです。ただ家庭教育という形で実施している事業としては、教育委員会としてはこれだけで、親が学習するための事業で教育委員会が行っている事業はこれだけです。あとは児童館で行なっている子育て支援事業ですとか、子育て支援課で行なっている、子育て支援センターの事業です。

関係職員

先ほど事務局から説明もありましたが、計画のつくりというのがありまして、ここでは社会教育という部分が残ってしまったというように考えていただいたほうがいいかもしれません。今、説明がありましたように、子育て広場事業が児童館やこども家庭支援センター、保育園、幼稚園で実施されているように、そういったものが実はほかにもあります。例えば施策の 7 にもあるんですが、施策 7 の指標 28 にある子育てひろば利用者数、これでも現状値で 23 万人くらいがさまざまな形で参加している、こういうのを含めればかなりの方がいろんな形で参加されているとお考えいただければと思います。

委員

この教育力の向上とは具体的にはどういうことをされているんですか。

関係職員

幼児をもつ親の学級ですと、幼児の基礎的な成長・発達について講師が基礎的なことについて話をし、親たちがそれについて語り合うなかで自分達の力を高めていく、というような形になっております。地区家庭教育学級は講演を聞いたりですとか、食事について考えるという講座を受講してもらう。家庭教育講演会の中では、「10 代のこどもを伸ばす 7 つの知恵」というような題で昨年も講演を聞いておりますけど、そうやって親の役割について考えてもらうというような学習機会を提供しているものでございます。

委員

家庭教育への関心のない親への対応はどうしているんでしょうか。興味のある人は何回も同じ講座にでていると思うんですけども、まったく興味のない人というのはその情報すら入ってこないわけで、入ったとしてもそれに参加しようと思わないわけで、そういう人のほうが問題を抱えている場合が多いと思うんですけども、ここの課題の取り組みとしてはどういうものを考えていらっしゃるんでしょうか。

関係職員

いまのところ具体的な形はないんですけども。PTAで呼びかけてもらう、あるいは学校の先生等を通して呼びかけてもらう、今のところそういった形しかないのかなという感じです。

班長

質問も一巡したところですので、少し整理をさせていただきます。先ほどの事務局の補足説明にもありました通り、施策11については計画策定上の経緯等で、事業の構成の部分で計画策定段階に難しい部分があったということがまず前提としてあろうかと思えます。ただお話を伺った感じでは、本施策は非常に大切な施策であろうと改めて認識しました。つまり子育て家庭のパイが江東区ではどんどん大きくなっていく中で、きちっとしたケアを行なっていくというのが、ますます大切になっていくと、家庭という対象に光を当てながら声を拾う、問題があれば対応するというのは重要なことだと思います。その面で本施策の「施策が目指す江東区の姿」に書かれている内容は、一見すると全てに通じてしまうような見え方がしてしまうので、今、この表現を変えることは難しいかもしれませんが、改めて区として鋭意取り組まれているという姿勢を打ち出していくのは極めて有効なこと、重要なことだと思います。児童虐待防止につきましては、江東区の場合は、子ども家庭支援センターを核にしてネットワークを強固にされる方向とこのことですので、ここの部分をおそらく「仕組み」というところでおっしゃられている、関連が一番強い部分だと思いますので、ここの方向性を明確にされていくことが、施策の推進という部分では極めて重要であろうと思えます。もう一つの取組みの「地域・家庭における教育力の向上」ですが、ここは「教育力」の中身を考えることによって、このサービスを受けるべき人はどのような人がいるのか、先ほど関心がなかなか持てない人にどう周知するのかという話がでましたが、この対象の部分、それからそれらの方々に対してさまざまな項目でサービスを展開されていらっしゃるの、これらがパッケージとして揃ったときに必要な教育力が各家庭で向上していく、というストーリーをより前面に出せると、この事業の意義がより鮮明化していくんじゃないかと感じました。ですので、今後の事業の推進にあたりましては全体像を改めて明確にさせていただくことが、さらに事業を推進していく上で効果的な視点ではないかと考えております。

3. 閉会

班長

では最後に事務局からなにかありますか。

事務局

本日はありがとうございました。事務局から1点ご連絡を申し上げます。

委員の皆様には本日のヒアリングの結果を踏まえた、外部評価シートの作成をお願い申し上げます。委員の皆様のお手元に配布いたしました外部評価シートは、本日中にメ

ールにてデータ形式でも送付させていただきます。ご提出は、恐れ入りますが7月12日、月曜日中に事務局担当職員あてにメールまたはファックスにてお願いいたします。郵送でのご提出でも結構ですので、その場合には、月曜日中にポストへの投函をお願い申し上げます。以上でございます。

班長

それでは以上をもって、第2回江東区外部評価委員会、第2班のヒアリング1回目を閉会いたします。

次回、第2班2回目のヒアリングは、7月21日(水)午後7時より行ないます。

委員の皆様、本日はありがとうございました。

以上